就業規則規定例集　（がん検診）

|  |
| --- |
| 「がん検診の受診」について就業規則を追加する場合の参考としてください。就業規則の改正について、「がん検診の受診」を選択した場合、下記項目の１つ以上を追加することが助成条件です。 |

**【がん検診受診を特別休暇として取り扱う場合】**

※「がん検診受診」として新たに条文を策定する、あるいは「休暇」の項目に、下記例のような規定を追加する。いずれも可とします。

※がん検診休暇制度は労働基準法上の年次有給休暇とは別の取組である必要があります。有給で無く無給であっても可とします。

第〇条（がん検診休暇）

従業員に対して、胃、肺、大腸、乳、子宮頸すべて（またはいずれか）についてのがん検診を受診するための休暇を与える

２．がん検診休暇を取得する際には、原則として〇日前に所定の申出書により会社に取得希望日を提出することにより申し出るものとする。

３．がん検診休暇中の賃金は○○とする。

４．賞与の査定及び年次有給休暇の付与要件の算定等において、がん検診休暇制度を利用したことによる不利益は生じない。

**【がん検診受診を労働時間として取り扱う場合】**

※がん検診の検査項目は、すべてまたはいずれかのどちらでも可とします。

第〇条（がん検診）

従業員が就業時間内に胃、肺、大腸、乳、子宮頸すべて（またはいずれか）についてのがん検診を受診した場合、それに要した時間は通常どおり業務を遂行したものとして取り扱う

**【健康診断にがん検診の項目を入れる場合】**

※がん検診の検査項目は、すべてまたはいずれかのどちらでも可とします。

第〇条（健康診断）

従業員に対しては、採用の際及び毎年１回（深夜労働に従事する者は６か月ごとに１回）、定期に健康診断を行う。

２　健康診断においては、胃、肺、大腸、乳、子宮頸すべて（またはいずれか）についてのがん検診をあわせて行う。

３　前項の健康診断のほか、法令で定められた有害業務に従事する従業員に対しては、特別の項目について、定期に健康診断を行う。

４　第１項及び前項の健康診断の結果必要と認めるときは、一定期間の就業禁止、労働時間の短縮、配置転換その他健康保持上必要な措置を命ずることがある。